

2020年（令和2年）4月1日

次世代育成支援対策法に基づく「行動計画」
（株式会社 ペトロスター関西）

従業員が仕事と子育てを両立させることができるように、従業員全員が働きやすい環境を作る
ことにより、総ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように「行動計
画」を策定する

1. 計画期間：2020年（令和2年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日

2. 内容

【目標（1）】

所定外労働の削減のための措置の実施

全従業員の所定外労働時間を年間320時間以内とする

【目標（2）】

出産や子育てを支援する次の諸制度の周知を図る

①労働基準法に基づく産前・産後の休業

②育児・介護休業法に基づく育児休業等

③雇用保険法に基づく育児休業給付

④社会保険制度に基づく出産手当金・出産一時金や

⑤産前・産後及び育休中の社会保険料免除制度等

【目標（3）】

自己都合退職者や出産や子育てによる退職者の当社への再就職制度について周知する。

〈対策〉

各年度に渡り、別途定める

以上

女性活躍推進法に基づく「行動計画」
（株式会社 ペトロスター関西）

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2020年（令和2年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日

2. 当社の課題

課題：（1）過去の採用結果の蓄積などにより労働者に占める女性の割合が低くなっている

課題：（2）有給休暇取得率

3. 目標と実施時期・取組内容

【目標（1）】

正社員に占める女性比率を20%以上にする

【目標（2）】

有給休暇取得率を50%以上とする。

〈対策〉各年度に渡り、別途定める

以上